

秋開始接種は集団接種で実施



問い合わせ

市ワクチンコールセンター ☎ 0570(022)599 午前9時—午後5時(土・日曜日、祝日も対応)

秋開始接種は
まず高齢者などから開始

初回接種を完了し、追加接種が可能となつての人を対象に、「令和5年秋開始接種」を行うという方針が国から示されました。

しかし、現時点では、国から供給されるワクチンに限りがあるため、一斉に全ての人へ接種することは難しい状況です。

そのため、まずは、令和5年5月31日までに総合体育館で春開始接種を完了した65歳以上の人や、基礎疾患などがある人などに限定し、集団接種を実施します。

【接種日】
10月1日(日)～16日(月)。

【集団接種会場】
総合体育館。

阪急川西能勢口駅～総合体育館の無料シャトルバスを運行します。

【使用ワクチン】
ファイザー社製オミクロンXBB.1.5対応1価ワクチン。

【予約・日時変更開始日】
9月21日(木)から開始します。

▼10月1日からの集団接種対象者で予約が不要な人

【対象者】
65歳以上で、令和5年5月31日までに総合体育館で春開始接種を完了した人。

【接種券】
9月中旬ごろに送付(接種券に接種日時を記載)。送付する接種券を会場に持参してください。

▼10月1日からの集団接種対象者で予約が必要な人

【対象者】
令和5年5月31日までに前回接種した①65歳以上で接種券に接種日時が記載されていない人②12～64歳で基礎疾患などがある人③医療従事者・高齢者施設等従事者。

【接種券】
①の人のうち、5年5月8～31日までにワクチン接種した人には9月上旬ごろ送付します。

②の人のうち、オミクロン株対応2価ワクチンを接種した人は、9月上旬に送付。予約は9月21日(木)から開始します。予約はウェブサイトかコールセンター ☎ 0570

(056)787。

予約サイトはこちら



ワクチンの確保
見込みがつき次第接種開始

【対象者】
①6月1日以降に春開始接種をした人②12～64歳で10月1日(日)からの集団接種対象外の人

【接種券】
①の人は追加のワクチンが確保でき次第送付予定(時期未定)。

②の人のうち、オミクロン株対応2価ワクチンを接種した人は9月上旬に送付。

ワクチンの確保見込みがつき次第、接種時期や接種場所などを広報誌や市ホームページで順次案内します。

接種券が手元にある人に
新しいものは送付しません

秋開始接種の対象者でも、未使用の接種券が手元にある人には、新しい接種券は送付しません。すでに送付済の手元にある接種券を使用してく

ださい。
紛失した場合、申し込みフォームから、再発行手続きができません。

小児・乳幼児の
個別接種実施

生後6カ月～11歳を対象とした小児・乳幼児接種は、9月から市内の医療機関で個別接種を行います。

医療機関や予約の開始時期、予約方法は市ホームページで確認してください。

その他の個別接種は
当面休止

国から供給されるワクチンに限りがあるため、当面の間、小児・乳幼児以外の個別接種を休止します。
再開時期は、ワクチンが確保でき次第、広報誌や市ホームページで案内します(春開始接種は9月19日(火)まで市内の医療機関で実施。詳しくは市ホームページで確認してください)。

市ホームページはこちら



特色ある公園づくり スタートします

地域の皆さんで話し合い、新しい公園の形をつくりませんか
問い合わせ 公園緑地課 ☎ 072(740)1185



公園は、市民の皆さんの憩いの場。しかし、「ボール遊び禁止」など、子どもの遊びが制限されているのが現状です。

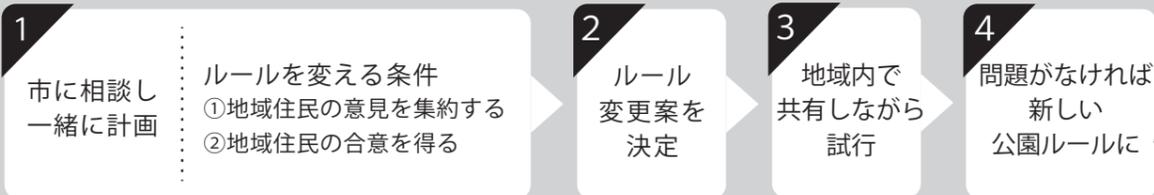
そこで、地域で話し合い、それぞれで独自のルールを決める「特色ある公園づくり」をスタート。市が管理するだけの公園ではなく、地域の皆さんが関われるよう、公園の在り方を見直します。

公園のルールの変更を相談したい場合、まずは市役所5階の公園緑地課へ。

▼できること
公園の使用ルールを見直す、一定の規模の地域にある複数の公園ごとにルールを作る(条例で禁止されていることは除く)。

▼条件
地域住民の意見を集約している、地域住民が合意している。

市民の皆さんが話し合えば、ルールは変わります



意見集約のためのワークショップを開催したい場合は、アドバイザー派遣など市の支援を受けられます

本人通知制度で証明書の発行の把握を

住民票などの不正請求 事前登録で通知

不正請求の防止につなげます

本人通知制度とは、事前登録をした人の証明書(住民票、戸籍など)が代理人または第三者に交付された場合、その事実を通知する制度です。

市に住民登録または本籍地がある人は、事前に登録することで本人通知制度が利用可能。不正請求の早期発見につながります。

対象は市に住民登録または本籍地がある人(過去あった人)です。詳しくは市役所1階の市民課へ。

